

空売り注文の取扱について

個人投資家が行なう信用取引で、50 単位超の空売り（信用新規売り）注文につきましては、トリガー抵触銘柄（当日基準値から 10%以上下落）に「空売り価格規制」が適用されます。また、本来 50 単位超の注文を意図的に分割して規制を回避することのないよう、当社では下記のルールを定めております。

記

一回目	二回目以降	
50 単位以下 (成行可)	受付可	累計 50 単位まで注文可能 (成行可)
	受付可	50 単位超の注文は可能 (指値のみ)
	受付不可	50 単位以下の注文で累計 50 単位を超える場合は注文不可 (50 単位以下の分割チェックのためエラー)
50 単位超 (指値のみ)	受付可	50 単位超の注文は可能 (指値のみ)
	受付不可	50 単位以下の注文は不可 (50 単位以下の分割チェックのためエラー)

※ 50 単位超かつトリガー価格以下の注文は注文受付後に失効（取引所エラー）となります。

- トリガー抵触となった場合、「空売り価格規制」の対象銘柄となり翌営業日の取引時間終了まで「空売り価格規制」が適用されます。

尚、価格規制とは以下の取引です。

(上昇局面) 直近公表価格 > 直近公表価格の一時点前の異なる公表価格
直近公表価格未満の価格での空売りを禁止

(下落局面) 直近公表価格 < 直近公表価格の一時点前の異なる公表価格
直近公表価格以下の価格での空売りを禁止

